

東京高裁総第379号

令和3年2月16日

山中理司様

東京高等裁判所長官 今崎幸彦



司法行政文書開示通知書

令和2年10月12日付け（同月13日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称

- (1) 電話聴取書（片面で1枚）
- (2) 想定問答案（片面で3枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の(1)及び(2)の各文書には、個人識別情報（氏名等）、公にすることにより法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（法人の名称等）及び公にすることにより広報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号、第2号イ及び第6号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

（担当） 総務課 電話03（3581）1332（ダイヤルイン）

(機密性 2)

## 電 話 聽 取 書

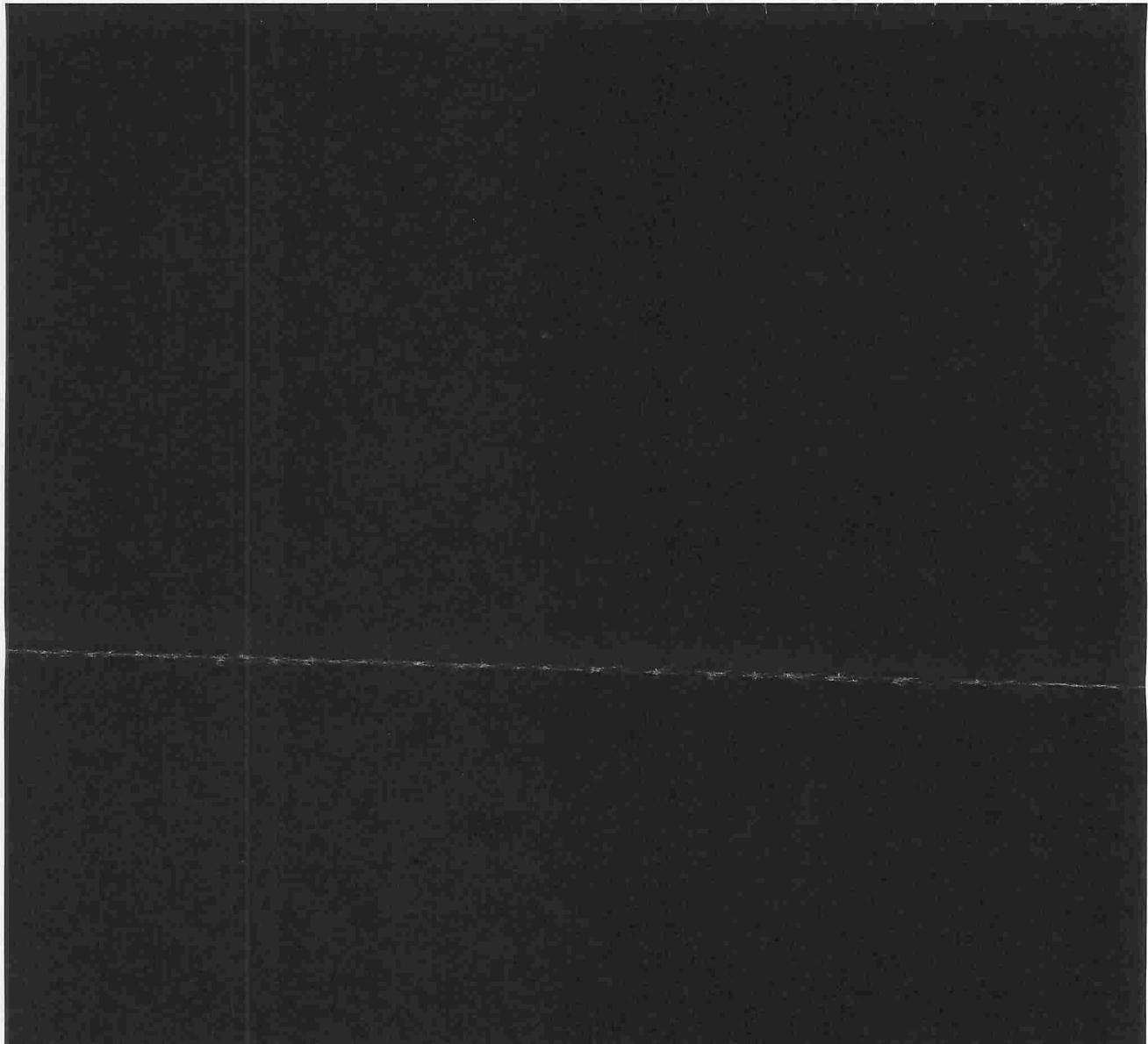
日 時 令和 2 年 10 月 7 日 (水)

発信者 [REDACTED]

受信者 東京高裁事務局総務課広報係長 中 平 義 隆

聴取事項要旨 下記のとおり

記

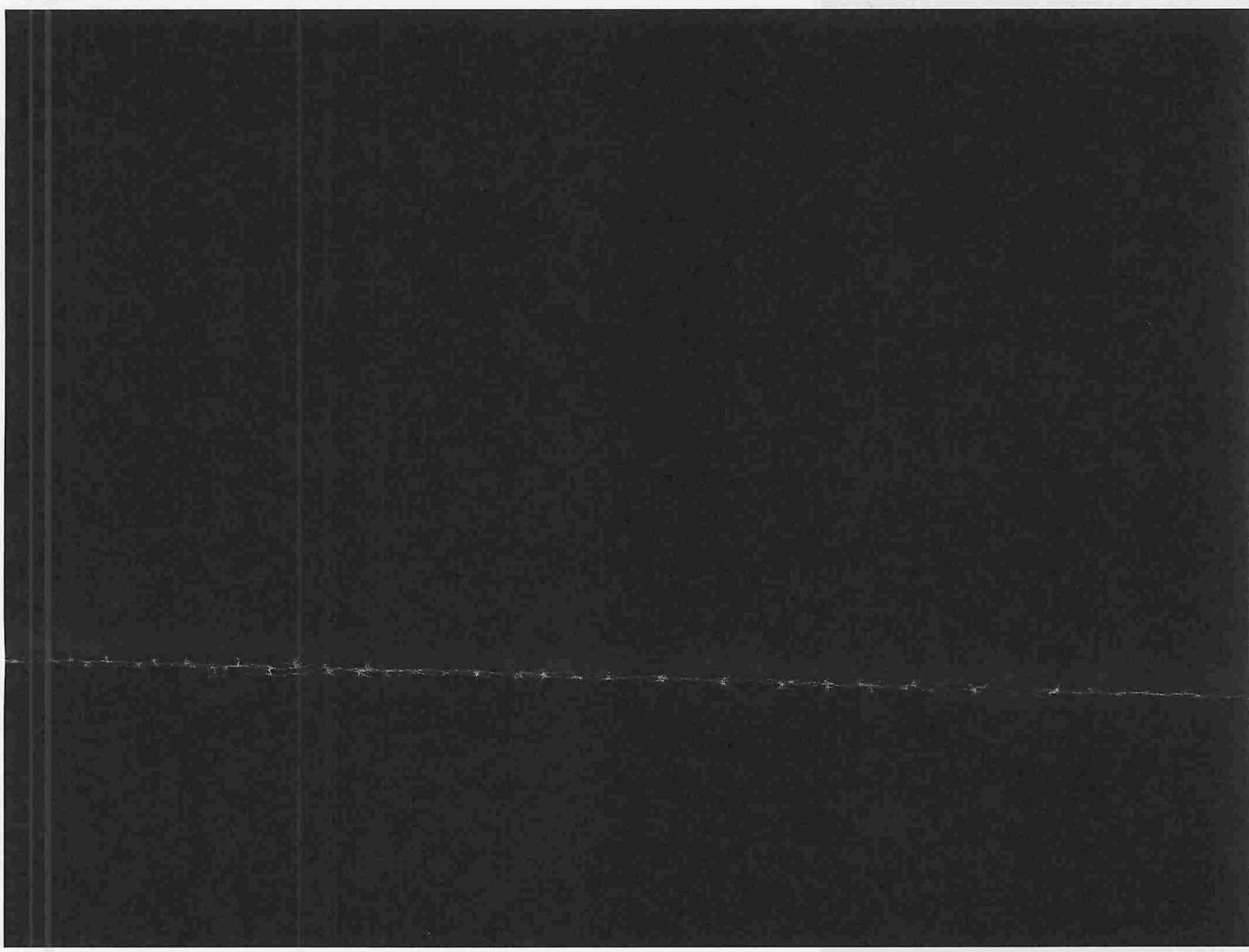


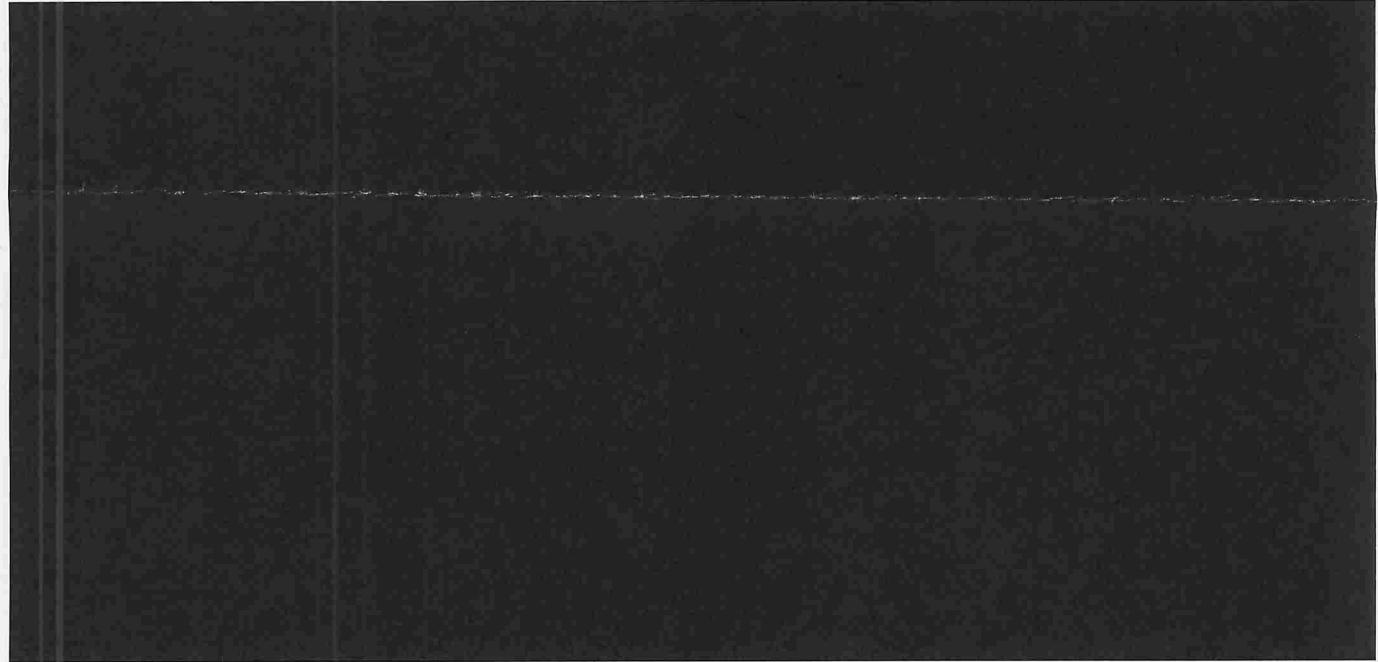
以 上

(R2.10.8 東京高裁)

[REDACTED]の記者の新型コロナウイルス感染に伴う想定問答案

(報道対応用)





(当事者からの照会用)

問 私は、

を傍聴したが、感染は大丈夫か。

から聞いたところ、所管の保健所によれば、一般的  
傍聴人や事件関係者の中には濃厚接触者となる者はいないとのこ  
とであるので、安心していただきたい。

問 記者が感染したことをなぜ裁判所から教えてくれなかつたのか。

先ほどもご説明したとおり、所管の保健所によれば、一般的傍  
聴人や事件関係者の中には濃厚接触者となる者はいないであろう  
とのことであったため、特にお知らせすることはしなかつた。

問 当該事件の法廷は消毒をしたのか。

(法柵の内側の当事者向け)

使用した法廷は、毎日消毒を行っている。傍聴席についても、  
消毒を行った。

(法柵の外側の一般傍聴人向け)

傍聴していた記者の感染判明の報せを受けて、消毒を行った。